

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、豊中町土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（揚水施設改修）寺家地区）を行うことについて平成21年11月20日適当と決定した。

その関係書類を三豊市建設経済部農業振興課において平成21年12月15日から平成22年1月4日まで縦覧に供する。

平成21年12月8日

香川県知事 真 鍋 武 紀